

金融庁説明資料 (前払式支払手段の寄附への利用について)

2025年 1 月17日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

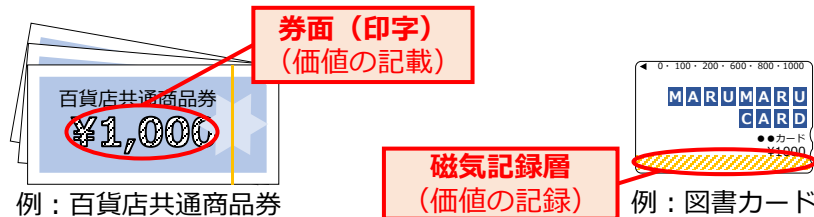
前払式支払手段の区分

- 前払式支払手段については、財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分や、価値の電子的な移転・譲渡の可否に応じた区分ができる。

財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

「紙型」・「磁気型」 (シェア 2.2%) (注)

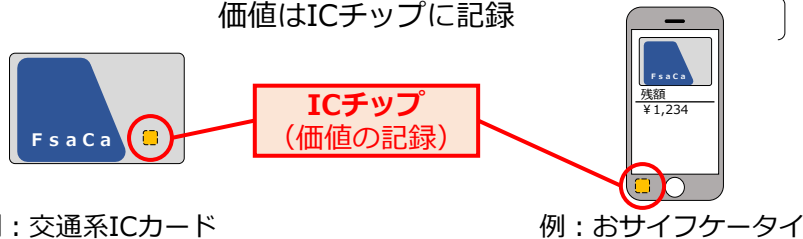
〔 価値は券面に記載（「紙型」）又は磁気記録層に記録（「磁気型」） 〕



(参考) 古物営業法の物品に当たるものについては同法が適用され、買取額が1万円以上となる場合には、古物商において本人確認が必要となる。

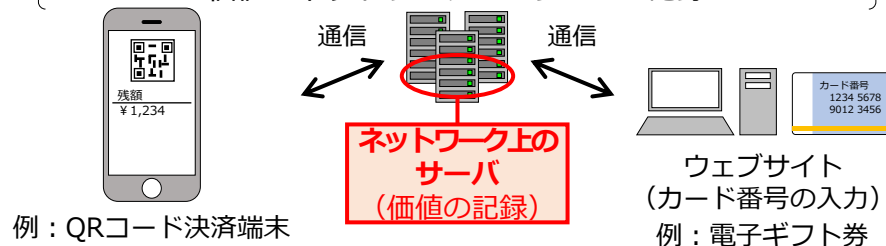
「IC型」 (シェア 47.2%) (注)

〔 価値はICチップに記録 〕



「サーバ型」 (シェア 50.6%) (注)

〔 価値はネットワーク上のサーバに記録 〕



(注) 日本資金決済業協会「第26回発行事業実態調査統計（令和5年度版）」に基づき金融庁算出。発行額ベース（自家型・第三者型の合計）。

価値の電子的な移転・譲渡の可否に応じた区分

価値の電子的な移転・譲渡不可



例：交通系ICカード



例：QRコード決済端末

価値の電子的な移転・譲渡可

「番号通知型」

〔 発行者が管理する仕組みの外で、番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能なもの 〕



例：電子ギフト券

「残高譲渡型」

〔 発行者が管理する仕組みの中で、アカウント間での残高譲渡が可能なもの 〕



例：QRコード決済端末

- 資金決済法施行後、キャッシュレス手段として前払式支払手段が浸透するにつれ、前払式支払手段を寄附に利用したいという要望が寄せられている。

○金融庁ウェブサイト「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」（2020年6月26日、2021年3月19日更新）（抄）

【照会内容】前払式支払手段により「国税」、「地方税」及び「ふるさと納税」を支払うことは可能か

【回答内容】前払式支払手段により「国税」、「地方税」及び「ふるさと納税」を支払うことは可能と考えます

○令和6年 地方分権改革に関する提案（2024年7月19日）（抄）

【提案事項名】電子マネー・QRコード決済等の前払式支払手段による地方自治体等への寄附を可能とすること

【求める措置の具体的内容】

キャッシュレス決済のうち前払支払手段（サーバ型電子マネーやQRコード決済等）による**地方自治体や法律に基づいて設置された認可法人、特に公益性が高いと考えられる公益法人**への寄附を可能とすること。

【第1次回答】

前払式支払手段による寄附行為は、資金決済に関する法律第3条第1項に規定する「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合」に該当する必要があります。この点、金融庁のウェブサイトで掲載している「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」においてお示ししているとおり、前払式支払手段により「ふるさと納税」を支払うことは可能としています。国税庁公表の「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」によると、災害により被害を受けられた方を支援するために支払う義援金や寄附金（最終的に地方公共団体に拠出される一定のもの）のうち、

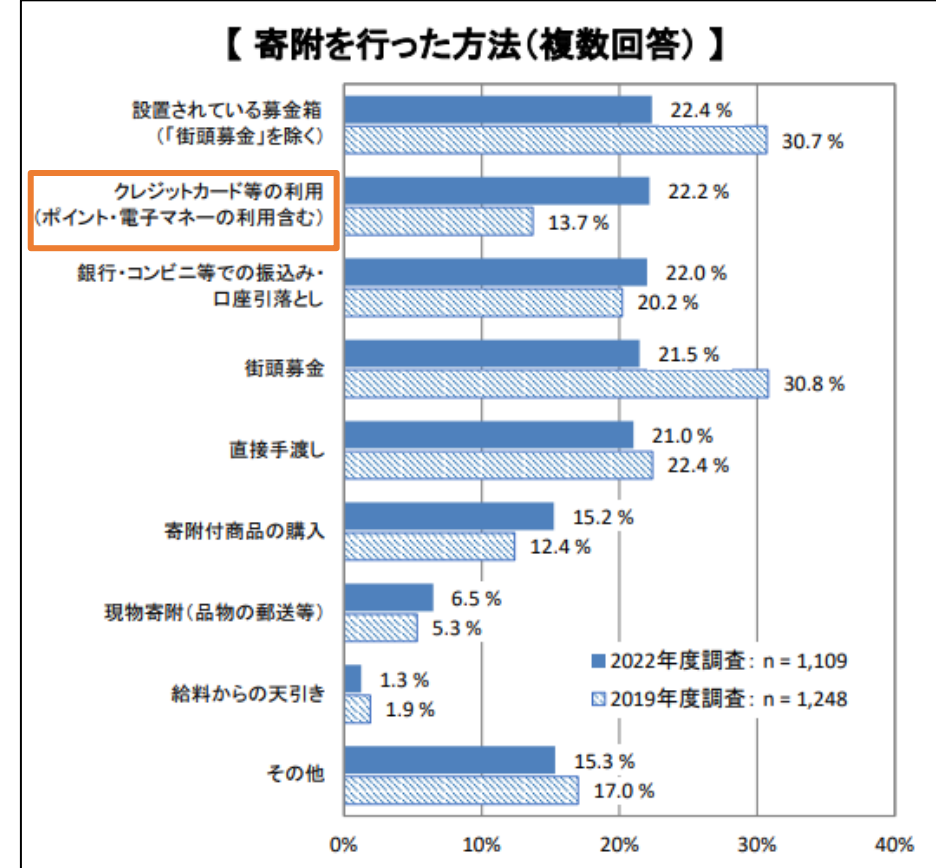
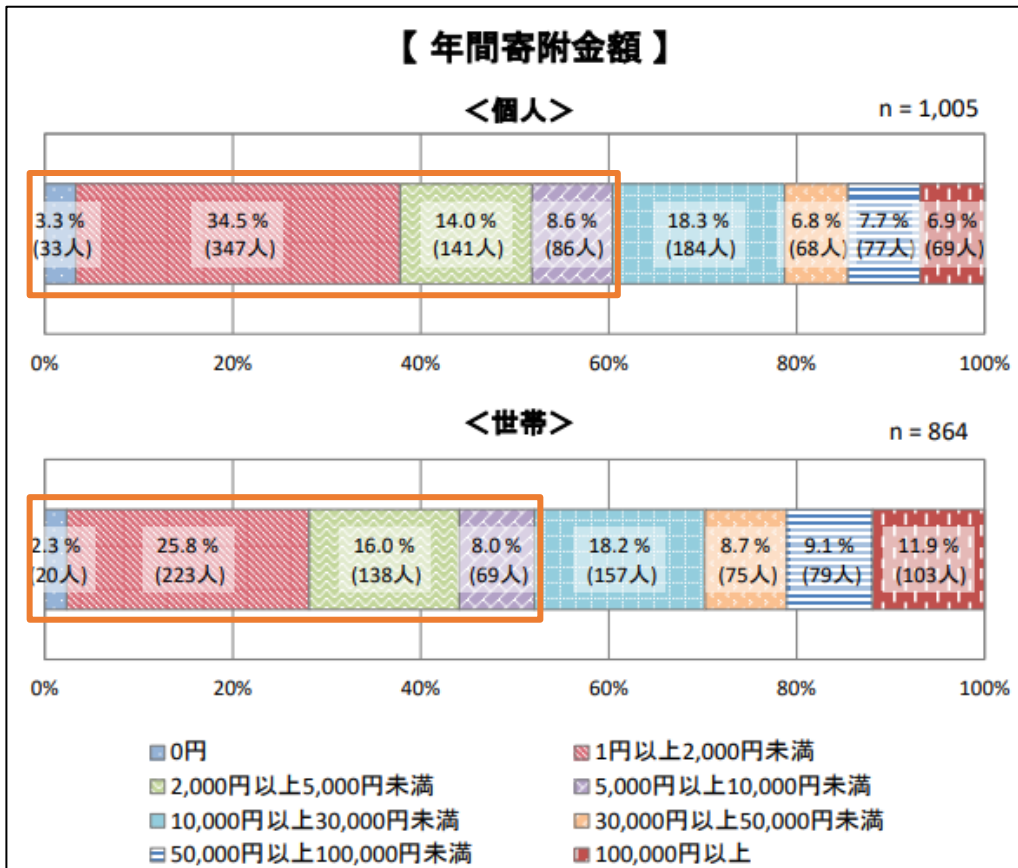
- ・被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等
- ・日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等
- ・募金団体

への支払いで専用口座を設けている場合等については、原則「ふるさと納税」に該当するとされております。上記スキームの下で日本赤十字社や社会福祉法人等への前払式支払手段による寄附は資金決済法上すでに可能となっており、実際に、ふるさと納税に該当する義援金を前払式支払手段で受け付ける自治体の事例が見られるところですので、御検討中のスキームがあれば、お近くの財務局・財務事務所まで御相談いただければと思います。

ふるさと納税の要件に該当しない寄附を前払式支払手段で支払うことの可否については、社会的なニーズや課題等も踏まえながらよく見極めていきたいと考えています。

寄附の実態について（金額及び方法）

- 内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査」（2023年9月）によると、
 - ✓ 年間寄附金額について、1万円未満が個人では約6割、世帯では約5割を占めている。（年間寄附回数は、2回以下が過半数（56.2%））
 - ✓ 寄附を行った方法としては、募金箱での現金寄附に次いでクレジットカード等（ポイント・電子マネー含む）が2番目に多く、前回調査（2019年）から大きく増加。



- 前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められると考えられる。
- 他方、前払式支払手段を通じた寄附を可能とする際には、為替取引規制の潜脱防止の観点の他、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意すべきである。このため、全ての寄附について、前払式支払手段を用いることを認めることは適切ではなく、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で認めることが望ましいと考えられる。
- まず、寄附金受領者の範囲については、これまで寄せられてきた要望内容や、為替取引規制の潜脱防止の観点に鑑み、国・地方公共団体や認可法人等に限定することが考えられる。なお、所得税法上の寄附金控除の枠組みを参考に、さらに対象を広げ、公益法人への寄附等にも前払式支払手段の利用を認めることも考えられるが、この点については、ガバナンス強化のための公益法人等制度改革の状況等を踏まえつつ、中期的に検討することが望ましいとの意見があった。
- また、前払式支払手段で受領可能な1回当たりの寄附金上限額については、個人の年間寄附金額は1万円未満が過半を占めているとの調査等を踏まえ、1回当たり1～2万円とすることが考えられる。
- 今後、前払式支払手段を通じた寄附が適切に行われるための枠組みの具体化については、金融庁においてA M L / C F T や詐欺防止等の観点から検討していくべきであるが、ギフトカードを用いた詐欺の事案等が多発している状況を踏まえると、番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではないと考えられる。また、何者かが寄附金受領者になりすまして寄附金を募るリスクについては、発行者による確認を通じて対応し得ると考えられる一方で、前払式支払手段の加盟店管理はクレジットカードに比して脆弱であるとの指摘もあり、十分な対策が講じられるべきである。なお、寄附も含め、前払式支払手段の利用範囲については、キャッシュレス決済サービスの利用者にとってわかりやすい形で周知していくことが重要である。

(参考) 前払式支払手段の譲渡についての過去の整理、寄附金控除の対象となるもの

金融審議会「資金決済制度等に関する
ワーキング・グループ」(第4回)
事務局説明資料から抜粋

○金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告(2009年1月)(抄)

1. 前払式支払手段に関する制度整備

(2) 前払式支払手段に関するその他の制度整備

② 前払式支払手段の換金・返金

前払式支払手段の譲渡については、現在規制されておらず、換金・返金が原則として禁止されるのであれば、譲渡により不正送金や脱法行為が生じるリスクは低いと考えられ、引き続き規制の必要はないと考えられる。しかし、譲渡が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合は、為替取引としての機能を有することも考えられ、前払式支払手段としての性格を変えることとなるため、資金移動サービス(後述)として事業が行われると整理することが適当と考えられる。

○寄附金控除(所得税法第78条第2項)(※)の対象

※納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合に、受けられる所得控除。

※学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるものおよび政治資金規正法に違反するものなどは、特定寄附金に該当しない。

- (1) 国、地方公共団体に対する寄附金(その寄附をした人がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした人に及ぶと認められるものを除く。)
- (2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
- (3) 公共法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの(上記(1)および(2)に該当するものを除く。)
- (4) 主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (5) 個人が支出した政党等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの(寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるものおよび政治資金規正法に違反するものを除く。)
- (6) 特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど(いわゆる認定NPO法人等)に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関するもの
- (7) 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を払込みにより取得した場合の特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額